

申請・届出事項

申請又は届け出を要する事項	指 定 請 申	廃止届	変更届	休止届	その他
新たに生活保護法による指定を受ける場合 (注1)	○				
平成26年7月1日以降介護保険法による指定又は許可を受けるが、生活保護法による指定を受けるとみなされることを希望しない場合(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)					申出書
指定介護機関の開設者が変更した場合 (有限会社⇔株式会社等、単なる組織変更で法人格が同一の場合は除く。)		(○) (注2)			
指定を受ける際に申請していた事項が変更となった場合 (上記の開設者が変更になった場合は除く。) ※開設者が法人の場合で、法人代表者の交代の場合は、届出の必要はありません。			○		
開設者が死亡又は失踪宣告を受けた場合		○			
業務を廃止した場合 指定サービスの一部を廃止したとき (廃止の理由欄に廃止するサービスを記入)		○			
業務を一時的に休止した場合				○	
休止した業務を再開した場合					再開届
指定を辞退する場合 (30日以上予告期間を設けること)					辞退届
指定介護機関が介護保険法等による処分を受けた場合					処分届

(注1) 平成26年7月1日より、介護保険法による指定又は許可を受けた介護機関は、生活保護法においても指定を受けたものとみなされることとなりますので、指定申請が必要な介護機関は次の①又は②に該当する介護機関についてのみとなります。

① 平成26年6月30日までに介護保険法による指定又は許可を受けていた介護機関が、平成26年7月1日以降に生活保護法による指定を受けようとする場合

② 平成26年7月1日以降申出書を提出していた介護機関が、改めて生活保護法の指定を受けようとする場合

(注2) (注1)の①又は②に該当する介護機関若しくは平成26年6月30日までに生活保護法による指定を受けた介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)は、廃止届の提出が必要です。

※ 事項の区分に疑義がある場合は、県の保健福祉課まで問い合わせてください。